

(その1)

収支報告書

会計	繰越	繰算	配	0	
ア	ア	大	三	0	0

【エラーチェック済】

平成24年分
開催分

(ふりがな) あべとしここうえんかい

1 政治団体の名称 あべ俊子後援会

2 主たる事務所の所在地 岡山県津山市川崎162-5
(アパート・マンション名)

3 代表者の氏名 (姓) (名)
阿部 俊子

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
小倉 博俊

事務担当者の氏名 (姓) (名)
森元 梨帆

(電話) 0868-26-6711

(電話) _____

(電話) _____

政治団体の区分

政党 政治資金規正法第18条の2第1項
 政党の支部 規定による政治団体
 政治資金団体 その他の政治団体
 その他の政治団体の支部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

有
 無

公職の種類 衆議院議員 中国籍
(現職・候補者の別) (現職)

資金管理団体の届出をした者の氏名 (姓) (名)
阿部 俊子

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者(姓) (名)
の氏名 阿部 俊子

公職の種類 衆議院議員
(現職・候補者の別) (現職)

公職の候補者(姓) (名)
の氏名(2人目) _____

公職の種類
(現職・候補者の別) _____

公職の候補者(姓) (名)
の氏名(3人目) _____

公職の種類
(現職・候補者の別) _____

1306

資金管理団体の指定の期間

から _____
まで _____

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する
特例の適用期間

から _____
まで _____

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)



111000

(その2)

収 支 の 状 況

【エラーチェック済】

1 収支の総括表

収 入 総 額	16,567,270
(前年からの繰越額)	22,230
(本年の収入額)	16,545,040
支 出 総 額	11,603,923
翌年への繰越額	4,963,347

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	500,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	16,045,000	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	16,545,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	16,545,000	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	40	
	合 計	40	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金額	年月日	住所(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考	
1	石田 説男	500,000	H24/1/14	岡山県苫田郡鏡野町古川383-3	農業		
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
その他の寄附		0					
合計		500,000					

(その7)

行番号	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
	寄附者の氏名(又は名称)	金額	年月日	住所(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考
1	あべ俊子政策研究会	500,000	H24/8/20	東京都港区南麻布3-3-28	阿部俊子	
2	あべ俊子政策研究会	4,000,000	H24/9/18	東京都港区南麻布3-3-28	阿部俊子	
3	(小計)	4,500,000				
4	香川県看護連盟	200,000	H24/6/28	香川県高松市国分寺町国分152-4	山本良子	
5	日本看護連盟	11,300,000	H24/11/15	東京都港区神宮前5-8-2	清水嘉与子	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
	その他の寄附	45,000				
	合計	16,045,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	9,107,075	0	
(2) 光 熱 水 費	86,180	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	816,167	0	
(4) 事 務 所 費	806,962	0	
小 計	10,816,384	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	740,111	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	47,428	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	47,428	0	
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	787,539	0	
合 計	11,603,923		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		2. 光熱水費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	勝英事務所電気料金	10,902	H24/1/18	中国電力株式会社	広島県広島市中区小町4番33号	
2	勝英事務所電気料金	19,280	H24/12/17	中国電力株式会社	広島県広島市中区小町4番33号	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	55,998				
	合 計	86,180				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	スティック、ケトル	15,780	H24/11/27	(株)ダイクマ	群馬県高崎市栄町1-1	
2	コピー機レンタル代	19,950	H24/1/10	日立キャピタル(株)	東京都港区西新橋2-15-12	
3	コピー機レンタル代	19,950	H24/2/7	日立キャピタル(株)	東京都港区西新橋2-15-12	
4	コピー機レンタル代	19,950	H24/3/7	日立キャピタル(株)	東京都港区西新橋2-15-12	
5	コピー機レンタル代	19,950	H24/4/9	日立キャピタル(株)	東京都港区西新橋2-15-12	
6	コピー機レンタル代	19,950	H24/5/7	日立キャピタル(株)	東京都港区西新橋2-15-12	
7	コピー機レンタル代	19,950	H24/6/7	日立キャピタル(株)	東京都港区西新橋2-15-12	
8	コピー機レンタル代	19,950	H24/7/9	日立キャピタル(株)	東京都港区西新橋2-15-12	
9	コピー機レンタル代	19,950	H24/8/7	日立キャピタル(株)	東京都港区西新橋2-15-12	
10	コピー機レンタル代	54,180	H24/9/18	日立キャピタル(株)	東京都港区西新橋2-15-12	
11	コピー機レンタル代	27,090	H24/10/9	日立キャピタル(株)	東京都港区西新橋2-15-12	
12	コピー機レンタル代	27,090	H24/11/7	日立キャピタル(株)	東京都港区西新橋2-15-12	
13	コピー機レンタル代	27,090	H24/12/7	日立キャピタル(株)	東京都港区西新橋2-15-12	
14						
15						
	その他の支出	505,337				
	合 計	816,167				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	勝英事務所家賃	30,000	H24/1/24	武藤誉観	美作市中尾43	
2	勝英事務所家賃	30,000	H24/2/27	武藤誉観	美作市中尾43	
3	勝英事務所家賃	30,000	H24/4/24	武藤誉観	美作市中尾43	
4	勝英事務所家賃	30,000	H24/5/24	武藤誉観	美作市中尾43	
5	勝英事務所家賃	30,000	H24/6/25	武藤誉観	美作市中尾43	
6	勝英事務所家賃	30,000	H24/7/27	武藤誉観	美作市中尾43	
7	勝英事務所家賃	30,000	H24/9/25	武藤誉観	美作市中尾43	
8	勝英事務所家賃	30,000	H24/10/26	武藤誉観	美作市中尾43	
9	勝英事務所家賃	30,000	H24/11/29	武藤誉観	美作市中尾43	
10	勝英事務所家賃	30,000	H24/12/25	武藤誉観	美作市中尾43	
11	発送費	15,520	H24/11/17	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2	
12	メールパック	40,000	H24/11/23	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2	
13	監査報酬	105,000	H24/8/21	細野友孝	東京都品川区西大井5丁目16番13号	
14	座床、戸板工事代	230,000	H24/11/30	安藤勝士	勝田郡奈義町中島西944-2	
15	備前焼	12,000	H24/12/1	石田安弘	備前市伊部235-5	
	その他の支出	104,442				
	合 計	806,962				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	旅費交通費	
					支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	レンタカー代	11,025	H24/11/18	東真産業(株)	真庭市勝山805	
2	レンタカー代	12,862	H24/11/23	東真産業(株)	真庭市勝山805	
3	タクシー代	15,000	H24/11/28	(有)石坂モータース	真庭市蒜山吉田754	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出		33,540				
合 計		72,427				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	会費	25,000	H24/1/23	石井まさひろ後援会	岡山市北区内山下1-9-15	
2	会合費	128,730	H24/6/23	妹尾商店	美作市江見263	
3	会合費	304,619	H24/7/6	津山鶴山ホテル	津山市東新町114-4	
4	会合費	34,755	H24/9/7	(有)エダ	真庭市美甘3947	
5	会合費	30,000	H24/9/8	(株)湯快感花やしき	真庭市湯原温泉21	
6	茶菓子代	10,050	H24/11/26	(有)板屋	勝田郡勝央町勝間田704	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	0				
	合 計	533,154				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	施設使用料	13,330	H24/1/28	(財)久世エスパス振興財団	真庭市鍋屋17-1	
2	会場使用料	108,570	H24/11/30	(株)セレマ	津山市川崎105	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	12,630				
	合 計	134,530				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	新春国政報告会広告料	42,000	H24/2/3	(株)津山朝日新聞社	津山市田町13	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	5,428				
	合 計	47,428				

(その17)

資 産 等 の 状 況

【エラーチェック済】

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成25年 3月 22日

政治団体の名称 あべ俊子後援会

会計責任者の氏名 小倉 博俊



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

(印)

政治資金監査報告書

平成25年3月21日

あべ俊子後援会

代表 阿部 俊子 殿

登録政治資金監査人

細野 友孝



登録番号 第2494号

研修了年月日 平成21年3月27日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、あべ俊子後援会の平成24年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、あべ俊子後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

あべ俊子後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、あべ俊子後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上